改訂版 別荘規約(飯田高原は除く)

なるべく沢山の職員に使用していただくために、病院理事にて別荘利用についての規約改 定会議を行い以下の規約を追加しました。

- ①オンシーズン(4月から11月)は一つの保養所につき一度の利用まででお願いします。しかし2週間前までに予約が入ってない場合は利用可能です。
- ②日祝日前日の利用は1泊まで。(2週間前まで他に希望者がいなければ連泊可能) 平日と絡めた場合は連泊可能です。(例:金土、日月) また他の保養所との連泊は可能です。(例:一泊目湯布院、二泊目くじゅうなど)
- ③キャンセル料は1週間前から全額かかります。 しかし以下の場合はその限りではありません。 悪天候、本人、ご家族の健康不良、病院からの緊急呼び出しなど。 その場合は早めのご連絡お願いします。
- ④使用人数は保養所によって決まってます。人数超過の場合はご相談ください。
- ⑤複数日の仮押さえは他の職員の迷惑になりますので決してしないでください。
- ⑥又貸しは決してしないでください。もし、発覚した場合は今後福利厚生施設の使用を禁止 します。

上記内容を踏まえ、現保養施設ルールの改定を行います。

2020年6月10日 理事長 原 道也